

事務連絡
平成28年2月25日

関係者各位

備前市 総合政策部 契約管財課長

入札制度等の改正について（通知）

このことについて、次のとおり入札制度等を改正することとしたのでお知らせします。

記

1. 業者の格付区分について

格付区分を次のとおり変更する。

等級	総合数値	区分発注の標準となる金額
特A	1,050点以上	1億2,000万円以上
A	800点以上1,050点未満	6,000万円以上1億2,000万円未満
B	710点以上800点未満	3,000万円以上6,000万円未満
C	600点以上710点未満	1,000万円以上3,000万円未満
D	600点未満	1,000万円未満

2. 建設工事の最低制限価格について

最低制限価格算出の計算式を次のとおり変更する。

【現状】 85.0～86.5%

予定価格(税抜)×(最低制限価格基準率(固定率=0.850)+(0.0015X+0.00015Y))

【変更後】 85.5～86.5%

予定価格(税抜)×(最低制限価格基準率(固定率=0.855)+(0.001X+0.0001Y))

※なお、「X」と「Y」の値は電子入札システム上のくじ番号3桁、到着ミリ秒で算出された決定くじ番号により決定することについては変更なし。

3. 新規参入業者の取扱について

これまでは、「土木」「建築」「舗装」「水道施設」の4工種において、「工事実績は問わず、経営事項審査結果通知書(経営規模等評価結果通知書)における工種ごとの総合評定値があること」としていたが、「公共工事施工実績が過去3年間で500万円以上ない業者については、指名しないものとする」に改める。なお、「備前市建設工事等入札参加資格者名簿に5年間以上登載されているものは公共工事施工実績を問わないものとする」を加える。

4. 施行期日

平成28年4月1日以降に入札公告又は指名通知する建設工事について適用します。